いわゆる幼児教育類似施設に活用可能な地域子ども・子育て支援事業

2019年度予算: 1,304億円の内数

負担割合:国1:県1:市1

多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【概要】

地域の需要に沿った教育・保育施設の量的拡大を進めるため、市町 村が行う、多様な事業者の新規参入の支援等を行う事業

【主な実施要件】

新規参入事業者に対する支援チーム(行政関係者、保育士OB, 公認会計士等)により、事業運営や各種手続きに関する支援等を 実施

【補助単価】

1施設あたり年額 40万円 を市区町村に補助

地域子育て支援拠点事業

【概要】

乳幼児及びその保護者相互の交流を促進する地域の子育て支援 拠点を設置し、子育てについての援助等を行う事業

【主な実施要件】

- ・子育て親子の交流の場の提供、講習等を実施
- ・原則として週3日以上、かつ1日5時間以上開設
- ·子育て親子の支援に関して意欲があり、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置
- ・授乳コーナー、ベビーベッド等の設備を保有
- ・一時預かり事業等の地域の子育て支援活動の展開を図る取組を 実施(付加事業)

【補助単価】

- 1 施設あたり 約800万円 (一般型・5日開所・常勤職員を配置する場合)
- +子育て支援活動の展開を図る取組(5日) 約300万円

一時預かり事業(一般型・地域密着型)

【概要】

保育所・幼稚園等を利用していない子どもが一時的に保護者から保育を受けることが困難となった場合に、保育所・幼稚園その他の場所において児童を一時的に預かる事業

【主な実施要件】

(共通)

- ・保育所・幼稚園、地域子育て支援拠点等の場所で実施
- ・対象児童の年齢・人数に応じた職員を配置(3歳児20:1、4・5歳児30:1など)

(一般型の場合)

- ・職員は保育士(1/2以上)、 子育て支援員
- ・保育所の施設設備基準に準 じること

(地域密着型の場合)

- ・職員は、保育について経験豊富な保育士を1名以上
- ·保育所の施設設備基準に準 じるよう努めること

【補助単価】

年間延べ利用人数	基準額
2 1 0 0 人未満は略 (最低約140万円以上)	
2100人~2700人未満	約600万円
2700人~3300人未満	約700万円
3300人~3900人未満	約850~900万円
3 9 0 0 人以上	約1000万円

各都道府県、指定都市、中核市 子ども・子育て支援新制度担当部局 各都道府県教育委員会

御中

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当) 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室 子 ど も 家 庭 局 保 育 課 子 ども家庭局子育て支援課

幼児教育・保育の無償化に関する子ども・子育て支援新制度都道府県等 説明会資料の周知及びいわゆる幼児教育類似施設への対応について (依頼)

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素から御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

幼児教育・保育の無償化については、「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」(平成30年12月28日 関係閣僚合意。以下「閣僚合意」という。)に基づく子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案(以下「法案」という。)が平成31年2月12日に閣議決定され、第198回国会に提出されたところです。

法案の詳細等に関しては、平成31年2月18日に開催した子ども・子育て支援新制度都道府県等説明会において御説明したところですが、域内の市区町村が給付事務等の準備を円滑に行うことができるよう、同説明会における資料(1)の周知を御願いします。

また、法案が可決・成立した際には、幼児教育・保育の無償化は本年10月から実施されることとなり、現在各自治体におかれてはその準備を進められていることと存じます。幼稚園・保育所・認定こども園といった認可を受けていないが、地域や保護者のニーズに応えて教育活動を行っているいわゆる「幼児教育類似施設」に通う保育の必要性のない子どもについては今回の無償化の対象とはなっておりません(2)が、こうした施設のうち、各自治体において子育て支援の重要な拠点と判断する施設への支援についても、先の閣僚合意の考え方(3)を踏まえ、積極的に検討頂きたいと考えております。現に、今回の幼児教育・保育の無償化を踏まえて独自の支援策を充実・検討される自治体もあると承知していますが、その際、例えば、

保育料又は運営費を独自に補助する

幼稚園や地方裁量型認定こども園など法律において質の担保された無償化対象施設への移行を支援する

地域子ども・子育て支援事業(いわゆる「13事業」)の実施により支援するといった取組が考えられます。特に、国と地方が協力した支援となる の場合には、

- 1)「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」を通じて認定こども園等への移行に向けた巡回支援を実施し、該当する施設の無償化対象施設への移行を図る
- 2)地域の子育て親子の交流の場の提供や子育て等に関する相談・援助等の取組を 積極的に実施する場合には、「地域子育て支援拠点事業」を委託する
- 3)「一時預かり事業(一般型や地域密着型)」を委託して運営費支援を行い保護 者負担軽減につなげる

といった取組も考えられるところです。

各都道府県におかれては、以上の点についても御了知頂くとともに、指定都市及び中核 都市を除く管内市区町村への周知を行っていただけますようお願いします。

各指定都市、中核市におかれては、教育委員会を含む関係部局への情報共有を行っていただけますよう御願いします。

(1)同説明会の資料については、内閣府子ども・子育て本部のホームページに掲載しております。幼児教育無償化に関連する資料は資料2-1から資料2-12となります。

(https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h310218/index.html)

(2)今回の幼児教育・保育の無償化は、

幼児教育の質が法律により制度的に担保された幼稚園・保育所・認定こども園に通う子供を対象とするとともに、

待機児童対策の観点から、認可外保育施設等に通う子供のうち、保育の必要性のある子供についても対象とするものです。

したがって、幼稚園・保育所・認定こども園といった認可を受けていないが、地域や保護者の ニーズに応えて教育活動を行っているいわゆる「幼児教育類似施設」に通う保育の必要性のない 子どもについては今回の無償化の対象とはなっていないところです。

(3) 閣僚合意(抜粋)

「地方自治体によっては、既に独自の取組により無償化や負担軽減を行っているところがある。今般の無償化が、こうした自治体独自の取組と相まって子育て支援の充実につながるようにすることが求められる。このため、今般の無償化により自治体独自の取組の財源を、地域における子育て支援の更なる充実や次世代へのつけ回し軽減等に活用することが重要である。」

【連絡先】

(無償化全般)

内閣府 子ども・子育て本部参事官 (子ども・子育て支援担当)付

TEL: 03-6257-1468(直通)

FAX: 03-3581-2521

(いわゆる幼児教育類似施設の扱いに関すること)

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

直 通 03-6734-2714

FAX 03-6734-3736